
監 査 委 員

27年監査公表第10号

平成26年度に執行した監査の結果（平成26年11月1日から平成27年1月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年 7月28日

京都府監査委員	菅 谷 寛 志
同	渡 辺 邦 子
同	村 山 佳 也
同	井 上 元

定 期 監 査**監査の結果****【部局別】****(1) 商工労働観光部**

産業労働総務課（監査実施年月日：平成26年12月19日・25日）

（指摘）

歳出科目の誤りを繰り返していた事例が認められた。

（措置の内容）

監査後直ちに関係職員に注意喚起を図るとともに、平成27年3月には部内会計事務研修会を行い、支出事務の適正な執行について周知徹底を図った。

(2) 南丹広域振興局

南丹土木事務所（監査実施年月日：平成26年9月8日～11日・10月1日）

（指摘）

業務委託において、不適切な契約分割が行われていた事例が認められた。

（措置の内容）

室長会議（平成27年2月16日開催）などを通じて、職員に適正な入札契約事務の執行を周知徹底するとともに、随意契約も含む全ての案件を所長決裁とするなどの再発防止対策を講じた。